公　　告

このたび、田村市の一部を受益地域とする県営古道地区農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第１項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地につき、同法第 113 条の３第３項の規定に基づく、この土地改良事業の工事完了公告で示された工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間に、この土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（目的外用途）に供するため、所有権の移転等をした場合、又は自ら目的外用途に供した場合には、同法第 91 条の２の規定に基づき、同法第３条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。

なお、この土地改良事業の受益地にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又は、この地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者で、その農用地又は土地につき、この土地改良事業に参加しようとする者は、同法第３条の規定により、令和８年 11 月 30 日までに関係市町村農業委員会に申し出てください。

令和８年 11 月 16 日

福島県知事　内　堀　雅　雄

記

変更後の土地改良事業計画概要書